

## ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品を利用することで薬代の一定額以上の削減が見込まれる方に、ジェネリック医薬品差額通知(以後、差額通知)を12月にお送りします。

### 1. 対象者

対象月に使用している新薬を、ジェネリック医薬品に変更した場合、新薬と比べ、1薬剤あたり100円以上の差額が発生する方が対象となります。(全ての医薬品が対象となっているわけではありません。差額通知が届かなかった方であっても、ジェネリック医薬品を利用することで薬代が削減できる場合もありますので、主治医にご相談ください。)

### 2. 対象月

12月に郵送する通知書は10月診療分が対象です。

### 3. 問合せ

差額通知の内容に関すること	差額通知コールセンター ☎0120-530-006 平日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
その他(通知除外など)	住民課 内線257

### 4. 医療費の負担軽減に利用できる制度等

ジェネリック医薬品	最初に作られた薬の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬
リフィル処方せん	医療機関で受診をしなくても、3回まで繰り返し使用できる処方せん
長期処方	1回の処方で14日を超えて薬をもらうことが可能

上記制度の利用により薬価の減少や受診回数の削減によって医療費の節約になり、皆様の負担軽減につながります。薬や医療機関によっては利用できない場合もあるため、詳しくは医師および医療機関にご相談ください。

## 元気はつらつ75～後期高齢者医療制度説明会～

75歳の誕生日から、これまで加入していた医療保険から後期高齢医療制度の被保険者となります。ご自身はもちろん、親のため、制度について知っておきたいという方も大歓迎です。お気軽にお申し込みください。

開催日時 1月9日(火) 午後1時30分～2時30分

場 所 役場 3階 中会議室

予約・問合せ 住民課 内線 258

※資料、会場準備の都合により開催日の2日前までには、お申し込みください。

内  
容

後期高齢者医療制度について(約20分)

介護予防について(約40分)  
理学療法士による健康維持のためポイント

## 第75回人権週間 12月4日～10日

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談相手です。隣近所のもめごと、家族間の問題、体罰やいじめ、職場におけるセクハラ、DV等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守します。

日 時 12月13日(水) 午前9時～正午

場 所 美浜町福祉センター2階

相談員 人権擁護委員

申 込 不要(直接会場へ)

人権啓発キャッチコピー

～「誰か」のことじゃない。～

●問合せ 住民課 内線 256